

※ 保存期間10年(平成38年3月31日まで)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(通達甲)
(平成27年9月29日徳務第622号)

第183回国会において、いわゆる「マイナンバー法」とされる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)が制定され、平成27年10月5日から個人番号の指定及び通知に関する規定等が、平成28年1月1日から個人番号の利用及び個人番号カードの交付に関する規定等が施行されるところである。

これに伴い、警察庁から別添のとおり行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(平成27年9月11日警察庁丁総発第541号)が示達され、法の概要、解釈及び運用上の留意事項が示されたことから、これに基づき取り扱うこととするので、誤りのないようになされたい

※ 警察庁通達「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う運用上の留意事項等について(平成27年9月11日警察庁丁総発第541号)」については、警察庁ホームページをご覧ください。